

ケアマネ事務所はじめ重要事項

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社はじめ
主たる事務所の所在地	〒770-8054 徳島市山城西2丁目22 パレスヨーコー101
代表者(職名・氏名)	代表社員 仲口 幸子
電話番号	088-679-1648

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所は、利用者に対して、介護保険法等関係法令及びこの説明書に従い、居宅サービス計画等の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援等を提供する事を目的とします。
運営の方針	① 当事業者の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な居宅サービス、保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 ② 当事業者は、利用者の意志を尊重し、提供される居宅サービス等が特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行います。サービス事業所の選定については、複数の事業所の紹介および当該事業所を居宅サービス計画等(ケアプラン)に位置づけた理由の説明を行います。

3. 事業所の概要

(1)事業所の名称、連絡先等

事業所の名称	ケアマネ事務所はじめ		
サービスの種類	指定居宅介護支援、指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント		
事業所の所在地	〒770-8054 徳島市山城西2丁目22 パレスヨーコー101		
電話番号	088-679-1648	FAX番号	088-679-1649
指定年月日:居宅介護支援	令和6年1月1日	事業所番号	3670106107
指定年月日:介護予防支援	令和6年7月1日	事業所番号	3670106107
通常の事業の実施地域	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、板野郡、名西郡		

(2)事業所の職員体制

管理者	主任介護支援専門員	介護支援専門員
1名	1名以上	1名以上

(3)営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日および年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、契約利用者のご相談等については、24時間連絡体制を整えております。

4. 利用料および利用者負担

居宅介護支援費等について、基本的に利用者負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。

上記の居宅介護支援費等に加え、初回加算、入院時情報連携加算等、その他加算要件を満たした場合に追加して算定します。

5. 入退院時の対応

当事業所は、利用者が入院・退院するなど状態に変化があった時は、医療機関等と必要な連携を行います。病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名および連絡先をお伝えください。(医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。)

6. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対する居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族・主治医・当該利用者に係る事業者等に連絡を行うと共に必要な措置を行います。

7. 苦情・ハラスメント対策

(1) 事業所は、提供した居宅介護支援等又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を行います。

(2) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(3) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

9. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症および災害に係る業務継続計画を作成します。

(2) 感染症および災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

10. 衛生管理等

(1) 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(2) 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を作成します。

(3) 感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を実施します。

(4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11. 質の高いケアマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

(1) 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

(2) 前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

12. 個人情報の取扱いについて

利用者および家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

① 個人情報の提供は（１）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

② 事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

(3) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

13. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情やご相談は下記まで

ケアマネ事務所はじめ 電話 088-679-1648

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

徳島市役所 健康福祉部高齢介護課

所在地 徳島市幸町2丁目5番地

電 話 088-621-5585

徳島県庁保健福祉部長寿いきがい課(介護保険担当)

所在地 徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-2159

徳島県国民健康保険団体連合会(介護保険課)

所在地 徳島市川内町平石若松78-1

電 話 088-665-7205